－今号の目次－

◆ 「経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～」（骨太の方針2020）が閣議決定 1

◆ 「指導監査ガイドラインの一部改正案」のパブリックコメントが開始される

―締切は8月20日（厚生労働省） 2

◆ 「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）」のパブリックコメントが開始される ―締切は8月20日（厚生労働省） 4

**◆「経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～」（骨太の方針2020）が閣議決定**

令和2年7月17日、「経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～」（骨太方針2020）が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定されました。

「骨太方針2020」は、直面している新型コロナウイルス感染症と相次ぐ豪雨災害の対応を踏まえ、短期および中長期的な対応方針を示した内容となっています。

保育に関連する箇所として、「第3章　新たな日常の実現」の「（2）少子化対策・女性活躍」の記載内容を以下に抜粋します。

その他、「第2章　国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く」の「（2）雇用の維持と生活の下支え」では、「離職者向けの公共職業訓練や求職者支援訓練を通じ、就職に必要な職業スキルや知識の習得を促し、ニーズの高い職種、成長分野のマッチングを進めるとともに、優良な職業紹介事業者の明確化等により、医療介護福祉保育等の人材の円滑に確保する」との記載もあります。

「骨太の方針2020」の内容については、内閣府のホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ　＞　内閣府の政策　＞　経済財政政策　＞　経済財政諮問会議　＞　経済財政諮問会議の取りまとめ資料・政策の実施状況　＞　経済財政運営と改革の基本方針2020

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2020/decision0717.html>

|  |
| --- |
| （「骨太の方針2020」から全国保育協議会事務局抜粋）  （3）新しい働き方・暮らし方  ② 少子化対策・女性活躍  少子化は社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の困難であり、「86万ショック」とも呼ぶべき状況も踏まえ、直ちに立ち向かう必要がある。少子化対策、女性活躍及び働き方改革を相互に密接に連携して推進する。「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」に基づき、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、できることから速やかに着手する。　例えば、結婚支援、不妊治療への支援、仕事と子育てを両立できる環境整備、男性の家事・育児参画の促進、地域等での支援で安心し妊娠・出産、子育てできる環境整備、児童手当、保育所の利用、住宅政策等の多子世帯への支援など、総合的な少子化対策を進める。  出産後に女性の正規雇用比率が低下するいわゆるＬ字カーブの解消に向け、継続就業率の新たな目標の実現に向けた取組を推進するとともに、女性の正規化を重点的に支援する。就業調整の解消や女性に集中する子育ての負担の軽減に取り組む。  配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの検討など、男性の育児休業取得を一層強力に促進する。  2021年度以降の保育等の受け皿確保について、必要な者に適切な保育等が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方自治体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。  児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法の着実な施行や同法附則に基づき子供の支援に携わる者の資格の在り方や子供の権利擁護等の検討を進めること、児童相談所や市町村の体制強化、情報共有システムの推進、子供の見守り体制の強化、SNS等のICTを活用した相談体制等の推進など、対策の総合的・抜本的な強化策を着実かつ強力に推進するとともに、里親など家庭養育優先原則の徹底を図る。  「女性活躍加速のための重点方針2020」に基づき、養育費確保の実効性向上策等を着実に実施しつつ、健康支援や地域における女性活躍を推進するとともに、新たな男女共同参画基本計画を年内を目途に策定する。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化する。感染症に伴うDVの増加、深刻化を踏まえ、相談支援体制の充実などDV対策を強化する。また、安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。 |

**◆「指導監査ガイドラインの一部改正案」のパブリックコメントが開始される ―締切は8月20日**

**（厚生労働省）**

令和2年7月22日、厚生労働省は社会福祉法人に対する指導監査を実施する際の「指導監査ガイドライン」の一部改正案のパブリックコメントを開始しました。締切日は8月20日です。

改正案の具体的な内容は、e-Gov電子政府の総合窓口をご参照ください。

■e-Gov電子政府の総合窓口トップページ > パブリックコメント > パブリックコメント（意見募集中案件） > 意見募集中案件詳細

495200153　指導監査ガイドラインの一部改正（案）の御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200153&Mode=0>

|  |
| --- |
| （パブリックコメント資料から全国保育協議会事務局抜粋）  指導監査ガイドラインの一部改正案（概要）  2．改正の内容  （1）ガイドライン中「Ⅰ 法人運営」の「１ 定款」関係  ○　定款の公表及び報酬の支給基準について、財務諸表等電子開示システムに記録する方法によってもインターネットの利用による公表が行われたとみなされることを着眼点に追記  （2）ガイドライン中「Ⅰ 法人運営」の「３ 評議員・評議員会」関係  ○　法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問会計士及び顧問税理士については、評議員又は監事に選任することは適当でないこと（法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合を除く）を着眼点に追記（「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ」（平成28年11月11日事務連絡）問21及び38を踏まえた改正）  ○　評議員会の決議の省略を行った場合に評議員を出席とみなして差し支えない旨を着眼点に明記（理事及び監事も同旨改正）    ○　社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条による小規模法人の評議員定数に係る経過措置について、当該経過措置期間の満了に伴い、関連規定を削除  ○　評議員会等の開催に当たって確保すべき日数について、評議員会及び理事会の招集日はそれらの開催日から1週間（中7日間）以上前、評議員会の開催日は理事会の開催日から2週間（中14日間）以上前である旨をそれぞれ着眼点に明記    ○　定時評議員会に提出された事業報告について、理事による報告を要することを着眼点に追記  ○　評議員会の書面議決の禁止について、理事会における取扱いと同様に着眼点に明記  （3）ガイドライン中「Ⅰ 法人運営」の「４ 理事」関係  ○　業務執行理事について、理事長の職務代理者としての執行はできず、業務を執行する場合には理事長名で行うべき旨を着眼点に明記  （4）ガイドライン中「Ⅰ 法人運営」の「５ 監事」関係  ○　計算書類等に加え財産目録についても監事監査の対象であることを着眼点に明記  （5）ガイドライン中「Ⅰ 法人運営」の「８ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬」関係  ○　監事の報酬総額のみが定められている場合に、評議員会の承認を受けて支給基準が定められていれば、監事の協議が不要となる旨を着眼点に明記    （6）ガイドライン中「Ⅲ 管理」の「２ 資産管理」関係  ○　基本財産を担保に供する場合の所轄庁の承認の取扱いについて、平成31年3月29日付け「「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」（子発0329第10号・社援発0329第34号・老発0329第16号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生労働省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の内容を着眼点に追記    （7）ガイドライン中「Ⅲ 管理」の「３ 会計管理」関係  ○　地方公共団体等から土地の無償譲渡を受けた場合も、国庫補助金等を積み立てる必要があることを着眼点に明記    ○　積立金を積み立てずに積立資産を計上することができる場合の取扱いについて、下記のとおり補足  （ただし、資産管理上の理由等から積立資産の積立が必要とされる場合には、その名称、理由を明確にした上で、積立金を積み立てずに積立資産を計上することもできる）  ○　附属明細書の様式の取扱いについて、附属明細書の作成に係るチェックポイント及び財産目録の作成に係る指摘基準との整合性を図る観点から、「附属明細書が様式に従っていない場合」を指摘基準に追加    （８）その他  ○　その他、誤謬修正や根拠条項の追加等の所要の改正を行う。 |

**◆「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）」のパブリックコメントが開始される**

**―締切は8月20日（厚生労働省）**

令和2年7月22日、厚生労働省は社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）のパブリックコメントを開始しました。締切日は8月20日です。

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）において「希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、（中略）2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う」と示されたこと及び社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書（令和元年12月）において「希望する法人向けのガイドライン策定を進めるべき」と示されたことを踏まえ、令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」において、経営者向けガイドライン案及び実務担当者向けマニュアル案が検討されました。

同推進事業でとりまとめられたガイドラインを元に、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）」を策定しています。

ガイドライン案では、社会福祉法人の事業展開の主な手法として、①法人間連携、②合併、③事業譲渡等とともに、令和2年6月公布の社会福祉法等の一部改正法に盛り込まれた④「社会福祉連携法人制度」を提示しつつ、①～③の手続きと留意点等を整理しています。

具体的な内容については、e-Gov電子政府の総合窓口をご参照ください。

■e-Gov電子政府の総合窓口トップページ > パブリックコメント > パブリックコメント（意見募集中案件） > 意見募集中案件詳細

495200152　社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）の御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200152&Mode=0>

なお、このガイドライン（案）に関連して、社会福祉法人会計基準の改正が予定されていることから、併せて下記のパブリックコメントが実施されています。

■e-Gov電子政府の総合窓口トップページ > パブリックコメント > パブリックコメント（意見募集中案件） > 意見募集中案件詳細

495200150　社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（案）の御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200150&Mode=0>

495200151　社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについての一部改正（案）の御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200151&Mode=0>